

プロジェクト リース

項目 第 113 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 113 回リース会計専門委員会（2022 年 4 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

変動リース料の取扱いについて

2. 事務局の提案について、基本的に賛成する。
3. リース負債の計上額に含める変動リース料の範囲に関して、結論の背景には、国際的な会計基準との比較可能性の観点からという記載のみではなく範囲を決定した経緯がわかるような記載を加えたほうが良いと考える。
4. 現在審議が続けられているパススルー型のサブリースに関して、中間的な貸手のヘッドリースのリース料が、リース負債の計上額に含める変動リース料に該当するか否かの論点があると認識しており、今後検討いただきたい。
5. リースに組み込まれたデリバティブの取扱いに関して、組込デリバティブの会計処理を具体的に示した、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」との整合性についても検討する必要があるのではないかと考える。

リース負債の見直し及びリースの条件変更について

6. リースの条件変更及びリース負債の見直しに使用する割引率に関して、会計処理に関する詳細な定めを設けたほうが、迷いがなく会計処理ができるという側面はあるものの、簡素で利便性の高い会計基準の開発という方向性を勘案すると、詳細な定めは記載せずに、記載しない場合の対応について記載する方法もあると考える。
7. リースの条件変更及びリース負債の見直しに使用する割引率は、現行のリース基準が利子込み法など IFRS 基準よりも幅広い割引率の取扱いを認めているほか、当初測定と異なり一定の事象が生じた場合の再測定の取扱いであるため、完全に IFRS 第 16 号と整合性を図る必要がある部分ではないと考える。

8. 設例において「リースの当初の契約条件の一部ではなかった変更」という理解しづらい表現が残っている。
9. リース負債の再測定に使用する割引率に関して、会計基準毎に割引率を変更するかどうかについて異なる取扱いが定められており割引率の定め方の根拠について結論の背景で説明する必要があると考える。
10. リースの範囲の減少を生じる契約条件の変更において一部中途解約後の残存部分についてリース負債の再測定を要求することは日本の現行実務を大きく変えることになるため、関係者への理解を通じて十分な議論が必要と考える。
11. リースの範囲の減少を生じる契約条件の変更については、例えば、不動産賃貸借契約のスペースの減少のような場合等、リース負債を比例的に減少させる会計処理が適切でない場合もあると考えられるため、場合に応じた整理が必要と考える。
12. リースの範囲の具体的な内容（例えば、スペースやリース期間など）を括弧書きなどにより補足することにより明確化した方が良いと考える。

我が国に特有な取引等についての設例

13. リース期間の範囲が設例案に掲げられている経済的インセンティブを考慮せずに導き出しているものとの誤解が生じ得る。経済的インセンティブを考慮すると示されたリース期間の範囲を外れる場合においても、示された範囲が上限あるいは下限になるとの誤解が生じ得る。
14. 決定したリース期間を範囲で示すと合理的に確実の閾値の目線が示せないのも、範囲で示さない方が良いのではないかと考える。
15. 年数を限定して示すことは非常に困難であることを考慮すると、リース期間は範囲で示さざるを得ないと考える。
16. 考慮すべき経済的インセンティブとして掲げられている「借手のビジネスモデル及びビジネスモデルに基づく事業計画」は経済的インセンティブではないと考える。
17. 建物付属設備の耐用年数や物理的使用可能期間などの例示を入れると、設例の目的と関係のない固定資産の償却年数とリース期間の関係についての議論に発展する懸念があるため、リース期間の決定に考慮するほどの必要性がなければ、分析から建物付属設備の考慮自体を外すか、あるいは専用什器など償却年数に議論が生じないような例示にしたほうが良いと考える。

審議事項(1)-6

18. 建物付属設備の耐用年数や物理的使用可能期間などの例示は、IFRS 第 16 号を適用する実務において、リース期間を検討する際に有用であった経験があるため、例示は残しつつ、耐用年数の概念が合理的に确实の閾値を利用するリース期間と異なることを明確にすることによりリース期間と耐用年数の関係についての懸念を排除する方法も考えられる。
19. 建物付属設備の物理的使用可能期間として示された期間(5年)は、実態と比べて短く違和感がある。
20. 経済的インセンティブの例示には建物付属設備の物理的使用可能期間を追加したほうが良いと考える。
21. 設例全体として、耐用年数と物理的使用可能期間の記載が混在しており混乱を招く恐れがあることから、記載を見直して頂きたい。
22. 設例の 1 つのリース期間が 5 年から 20 年と範囲が広く結論に至る判断の過程は示されているものの設例の有用性が低いと感じた。

以 上